

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……………（人材育成課）	13
○北海道有林野分収林規則の一部を改正する規則……………（道有林課）	13
○砂防法施行細則の一部を改正する規則……………（維持管理防災課）	14
○景観法施行細則の一部を改正する規則……………（都市計画課）	14

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示について……………（職員事務課）	14
○危険薬物の指定の解除……………（医務薬務課）	15
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	15
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	15
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	15
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	15
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	16
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	16
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	17
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	19

道立羽幌病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	24
------------------------	----

規 則

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則
北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。
別表第1 札幌高等技術専門学院の項中

金 属 加 工 科	2 年	－	－	20 人
電 子 工 学 科	2 年	－	－	30 人

を

金 属 加 工 科	2 年	－	－	20 人
-----------	-----	---	---	------

に、

建 築 設 備 科	2 年	－	－	20 人
エクステリア技術科	1 年	－	－	20 人

を

建 築 設 備 科	2 年	－	－	20 人
-----------	-----	---	---	------

に改め、同表北

見高等技術専門学院の項から苫小牧高等技術専門学院の項までを次のように改める。

北見高等技術 専門学院	電 気 工 学 科	2 年	－	－	15 人
	自 動 車 整 備 科	2 年	－	－	20 人
	造 形 デ ザ イ ン 科	2 年	－	－	15 人
	建 築 技 術 科	2 年	－	－	10 人
	電 子 機 械 科	2 年	－	－	15 人
室蘭高等技術 専門学院	金 属 加 工 科	2 年	－	－	15 人
	精 密 機 械 科	2 年	－	－	15 人
苫小牧高等技 術専門学院	金 属 加 工 科	2 年	－	－	10 人
	機 械 科	2 年	－	－	10 人
	電 気 工 事 科	2 年	－	－	10 人

別表第1 釧路高等技術専門学院の項中

建 築 技 術 科	2 年	－	－	20 人
-----------	-----	---	---	------

を

建 築 技 術 科	2 年	－	－	10 人
-----------	-----	---	---	------

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道有林野分収林規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道有林野分収林規則の一部を改正する規則 北海道有林野分収林規則（平成9年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。 第18条第1項中「第9条第2号」を「第10条第2号」に改める。 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 砂防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第14号 砂防法施行細則の一部を改正する規則 砂防法施行細則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。 第2条第13号中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第8条第1項又は第9条第1項」を「第13条第1項第5号（同項第4号に係る部分に限る。）」に改める。 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 景観法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第15号 景観法施行細則の一部を改正する規則 景観法施行細則（平成20年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。 第4条第4項第3号を削る。 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。	1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 (1) 北海道庁物品託送業務（各単位当たりの単価） (2) 調達予定数量 メール便 88,691個 宅 配 便 80,532個 2 随意契約の相手方を決定した日 平成29年2月17日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 佐川急便株式会社 (2) 住 所 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 4 随意契約に係る契約金額 <table><tr><td>(1) メール便 全国 300グラム以内</td><td>65円</td></tr><tr><td>(2) メール便 全国 600グラム以内</td><td>65円</td></tr><tr><td>(3) メール便 全国 1キログラム以内</td><td>65円</td></tr><tr><td>(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内</td><td>320円</td></tr><tr><td>(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内</td><td>340円</td></tr><tr><td>(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内</td><td>400円</td></tr><tr><td>(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内</td><td>420円</td></tr><tr><td>(8) 宅配便 北海道 30キログラム以内</td><td>500円</td></tr><tr><td>(9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内</td><td>450円</td></tr><tr><td>(10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内</td><td>450円</td></tr><tr><td>(11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内</td><td>500円</td></tr><tr><td>(12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内</td><td>700円</td></tr><tr><td>(13) 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>(14) 宅配便 その他 2キログラム以内</td><td>450円</td></tr><tr><td>(15) 宅配便 その他 5キログラム以内</td><td>450円</td></tr><tr><td>(16) 宅配便 その他 10キログラム以内</td><td>750円</td></tr><tr><td>(17) 宅配便 その他 20キログラム以内</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>(18) 宅配便 その他 30キログラム以内</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>(19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内</td><td>800円</td></tr><tr><td>(20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>(21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>(22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>(23) 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内</td><td>3,500円</td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約	(1) メール便 全国 300グラム以内	65円	(2) メール便 全国 600グラム以内	65円	(3) メール便 全国 1キログラム以内	65円	(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内	320円	(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内	340円	(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内	400円	(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内	420円	(8) 宅配便 北海道 30キログラム以内	500円	(9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内	450円	(10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内	450円	(11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内	500円	(12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内	700円	(13) 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内	1,000円	(14) 宅配便 その他 2キログラム以内	450円	(15) 宅配便 その他 5キログラム以内	450円	(16) 宅配便 その他 10キログラム以内	750円	(17) 宅配便 その他 20キログラム以内	1,000円	(18) 宅配便 その他 30キログラム以内	1,500円	(19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内	800円	(20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内	1,500円	(21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内	2,000円	(22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内	2,500円	(23) 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内	3,500円
(1) メール便 全国 300グラム以内	65円																																														
(2) メール便 全国 600グラム以内	65円																																														
(3) メール便 全国 1キログラム以内	65円																																														
(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内	320円																																														
(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内	340円																																														
(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内	400円																																														
(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内	420円																																														
(8) 宅配便 北海道 30キログラム以内	500円																																														
(9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内	450円																																														
(10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内	450円																																														
(11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内	500円																																														
(12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内	700円																																														
(13) 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内	1,000円																																														
(14) 宅配便 その他 2キログラム以内	450円																																														
(15) 宅配便 その他 5キログラム以内	450円																																														
(16) 宅配便 その他 10キログラム以内	750円																																														
(17) 宅配便 その他 20キログラム以内	1,000円																																														
(18) 宅配便 その他 30キログラム以内	1,500円																																														
(19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内	800円																																														
(20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内	1,500円																																														
(21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内	2,000円																																														
(22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内	2,500円																																														
(23) 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内	3,500円																																														
告 示																																															
北海道告示第153号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成29年3月7日 北海道知事 高 橋 はるみ																																															

- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部人事局職員事務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第154号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

なお、平成29年北海道告示第133号（北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例に基づく危険薬物の指定）は、廃止する。

平成29年3月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物の指定を解除する物

- 1 2－（2－フルオロフェニル）－3－メチルモルフォリン及びその塩類
- 2 N－（1－アダマンチル）－1－〔（テトラヒドロ－2H－ピラン－4－イル）メチル〕－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類
- 3 N－（2－アダマンチル）－1－〔（テトラヒドロ－2H－ピラン－4－イル）メチル〕－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類

北海道告示第155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（芽室北第3地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成29年3月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第156号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年3月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 富良野市字下フラヌイ1694の354・1694の589（以上2

筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市元村町128の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年3月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釧路市新野170（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する予定である。

平成29年 3 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに三笠市役所及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第159号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年 3 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的
(3) 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに岩見沢市役所及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路線名	瑞穂旭川停車場線				
3	道路の区域					
	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	旭川市東旭川町米原321番4地先から		前	14.38mから	330.25m	—
	同市東旭川町米原526番1地先まで		前	23.91mまで		
			前	14.38mから	328.64m	—

後

24.04mまで

14.38mから

23.91mまで

330.25m

—

北海道告示第161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

白老石山3（Ⅰ－3－515－3073）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

白老郡白老町字石山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

白老石山4（Ⅱ－3－347－2376）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

白老郡白老町字石山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

白老石山5（Ⅰ－3－17－1657）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

白老郡白老町字石山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

番屋の沢1号沢川（Ⅰ－52－0540）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

番屋の沢3号沢川（Ⅰ－52－0560）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

番屋の沢4号沢川（Ⅰ－52－0570）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

力昼小学校の沢川（Ⅰ－52－0580）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

和浦沢川（Ⅰ－52－0340）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

苫前郡羽幌町大字天売字和浦（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

相影の沢川（Ⅱ－52－0320）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

苫前郡羽幌町大字天売字相影（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

富磯沢川（Ⅱ－52－0330）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

苫前郡羽幌町大字天売字富磯、字和浦（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

北明里 2 の沢川（Ⅱ－52－0020） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡初山別村字明里、字大沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南明里の沢川（Ⅱ－52－0030） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡初山別村字明里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 明里の沢川（Ⅱ－52－0040） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡初山別村字明里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 網走二ツ岩 7（Ⅱ－7－5－1852） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市明治（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 網走錦町 10（Ⅱ－7－20－1867） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 網走錦町 11（Ⅱ－7－21－1868） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市桂町、網走市桂町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 網走錦町 14（Ⅱ－7－24－1871） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市錦町、網走市潮見 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 光の沢川（Ⅱ－71－0210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 網走駅裏の沢（Ⅰ－71－0250） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市南 10 条西 3 丁目及び西 4 丁目、網走市南 9 条西 4 丁目、網走市天都山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 モセウシ 1 の沢（Ⅱ－71－0260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市新町 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 市場の沢（Ⅱ－71－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市天都山、網走市新町 2 丁目及び 3 丁目、網走市大曲 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 緑町 2 号沢（Ⅰ－71－1150） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市緑町（次の図のとおり）
---	---

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
白老石山6（Ⅲ－3－19－497）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
白老郡白老町字石山（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
苫前力昼6（Ⅰ－5－91－2308）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
苫前力昼10（Ⅰ－5－92－2309）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
苫前番屋の沢（Ⅰ－5－93－2310）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
苫前力昼7（Ⅱ－5－103－1684）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
苫前力昼8（Ⅱ－5－104－1685）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
苫前力昼9（Ⅱ－5－105－1686）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
番屋の沢2号沢川（Ⅰ－52－0550）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 力昼の沢川（Ⅱ－52－0530） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羽幌前浜(1)（Ⅰ－5－104－2321） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡羽幌町大字天売字前浜、字和浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羽幌前浜(2)（Ⅰ－5－105－2322） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡羽幌町大字天売字前浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羽幌天売（Ⅰ－5－106－2323） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡羽幌町大字天売字弁天（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 初山別豊岬5（Ⅰ－5－114－2331） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡初山別村字豊岬（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 初山別豊岬6（Ⅰ－5－115－2332） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡初山別村字豊岬（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 初山別南明里（Ⅰ－5－116－2333） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡初山別村字明里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 初山別豊岬4（Ⅱ－5－138－1719） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡初山別村字豊岬（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

初山別豊岬 7 (Ⅱ-5-139-1720) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡初山別村字豊岬(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 初山別豊岬 8 (Ⅱ-5-140-1721) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡初山別村字豊岬(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 初山別豊岬 9 (Ⅱ-5-141-1722) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡初山別村字豊岬(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北明里の沢川 (Ⅱ-52-0010) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡初山別村字明里、字大沢(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走二ツ岩 2 (Ⅰ-7-2-2496) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市二ツ岩(次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走天都山 3 (Ⅰ-7-13-2507) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市天都山(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走南11条西3丁目 (Ⅰ-7-19-2513) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市南11条西3丁目、網走市南10条西3丁目及び西4丁目、網走市南12条西3丁目、 網走市天都山(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走天都山 6 (Ⅰ-7-21-2515) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市天都山、網走市新町3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町 1-1 (Ⅰ-7-23-2517) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市南14条西3丁目、網走市南13条西3丁目、網走市天都山、網走市錦町(次の図 のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走車止内（Ⅰ－７－25－2519） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市南13条西2丁目、網走市錦町、網走市桂町、網走市桂町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町（Ⅰ－７－26－2520） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町、網走市天都山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走二ツ岩3（Ⅱ－７－1－1848） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市二ツ岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走二ツ岩4（Ⅱ－７－2－1849） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市二ツ岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走二ツ岩5（Ⅱ－７－3－1850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市二ツ岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走明治1（Ⅱ－７－6－1853） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市明治（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走向陽ヶ丘2丁目3（Ⅱ－７－7－1854） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市向陽ヶ丘2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走天都山7（Ⅱ－７－9－1856） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市天都山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走天都山8（Ⅱ－７－10－1857）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市天都山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走天都山11（Ⅱ－7－13－1860） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市天都山、網走市新町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走新町3丁目2（Ⅱ－7－14－1861） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市新町3丁目、網走市天都山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町7（Ⅱ－7－15－1862） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町8（Ⅱ－7－16－1863） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町9（Ⅱ－7－18－1865） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町12（Ⅱ－7－22－1869） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町13（Ⅱ－7－23－1870） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町、網走市潮見1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走二ツ岩8（Ⅲ－7－1－637） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市明治（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走明治2（Ⅲ－7－2－638） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市明治（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町15（Ⅲ－7－5－641） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町、網走市潮見1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町16（Ⅲ－7－7－643） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 車止内4号沢（Ⅰ－71－0180） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 錦の沢（Ⅰ－71－0190） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 モセウシ2の沢（Ⅰ－71－0270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市新町3丁目、網走市天都山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ポンパイラギーの沢（準71－002） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市二ツ岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">道 立 羽 幌 病 院 告 示</td></tr> <tr> <td colspan="2"> 北海道立羽幌病院告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年3月7日 北海道立羽幌病院長 貞 本 晃 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 血液浄化システム 一式 2 落札を決定した日 平成29年1月19日 3 落札者の氏名及び住所 </td></tr>	道 立 羽 幌 病 院 告 示		北海道立羽幌病院告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年3月7日 北海道立羽幌病院長 貞 本 晃 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 血液浄化システム 一式 2 落札を決定した日 平成29年1月19日 3 落札者の氏名及び住所	
道 立 羽 幌 病 院 告 示					
北海道立羽幌病院告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年3月7日 北海道立羽幌病院長 貞 本 晃 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 血液浄化システム 一式 2 落札を決定した日 平成29年1月19日 3 落札者の氏名及び住所					

- (1) 氏 名 株式会社ムトウ
(2) 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番15号
- 4 落札金額
41,418,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年12月9日付け北海道立羽幌病院告示第29号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立羽幌病院庶務課
(2) 所在地 苫前郡羽幌町栄町110番地
-